

特集 戦後アジアにおける国際経済秩序はいかにして形成されたか

冷戦体制下における国際開発援助体制の 確立とアジア—1950～60年代の趨勢

渡 辺 昭 一

1. はじめに
2. 1950年代～1960年代初頭における国際援助構想—アジアシフト
3. 欧米・日・ソ連の援助機構の整備とアジア
4. おわりに—1970年代への展望

1. はじめに

(1) 戦後のアジア情勢

本稿の目的は、戦後アジア国際秩序の再編についての問題関心から、1950～60年代の欧米日の対アジア国際援助体制を概観することにある。

世界銀行は、1990年代のシンガポール、台湾、韓国の工業発展状況を鑑みて、1960年代後半からの東南アジアを含めた東アジア諸国家の急速な経済成長を「東アジアの奇跡」と称賛した。この指摘を待つまでもなく、アジアの経済発展について様々な視点から研究が積み重ねられてきた。国内工業生産の動向や産業構造など各国の国内生産体制の分析は言うまでもなく、政治体制や貿易構造の視点からアジアを取り巻く国際関係についても分析が行われるようになってきた。本稿は、こうした成果を踏まえながら、よりグローバルな世界体制の展開構造の視点から、旧植民地支配から解放され新たな国民国家の形成を可能にした開発援助の機構とその展開を明らかにすることを狙いとしている。

戦後アジアは、ヨーロッパおよび日本の植民地支配から脱却し、新たな国民国家の形成に走り出した。政治的自立に次いで国民経済の再編を最大の課題としていたが、経済的自立に向けた再建作業は、当初から戦争の疲弊等による財源不足から著しく対外援助に依存しなければならなかった。他方で、ヨーロッパ諸国は、戦後もこれまで同様の影響力の残存をめざし、経済援助をその外交手段として考えていた。こうした相互の思惑が交錯し、経済開発援助が実施されてきた。インド、パキスタン、そしてセイロンの独立を承認したイギリスは、引き続きコモンウェルスの一員としてイギリスとの関係を維持することを促

しながら、アジアにおけるコモンウェルス体制の維持拡大のための新たな枠組みとしてコロombo・プランを立ち上げ、南アジア、さらには東南アジアに対する対外経済援助を開始したのである。

1950年代は、朝鮮戦争、スターリン死後のソ連の政策転換、インドシナ戦争、共産主義中国の台頭など、共産主義勢力がアジアへ拡大する時期であった。共産主義中国の近隣諸国への領土的膨張のきざしがあり、ソ連やその他の東欧諸国が対アジア経済援助の強化策を打ち出したことで、欧米諸国は一層危機感を強めた。アメリカは、このようなアジアでの冷戦状況の激化に対抗して、「封じ込め」政策からより積極的な「巻き返し」政策に転換し、ソ連や中国の攻勢に対抗するために開発援助をより積極的に拡大して、東アジアから東南アジア、南アジアへと影響力を伸ばそうとしていた。それには、米英を中心としたヨーロッパ諸国の連携枠組みが必要であった。

さらに、アジアにおける国際援助体制を問題にする場合、日本の動向にも注目しなければならない。戦後日本は、アメリカの経済復興支援を受けながら、同時に戦後賠償によってアジアへの支援を開始した。後述するように、ビルマ、フィリピン、インドネシアなどとの賠償交渉を展開し、それを足掛かりに1960年代には政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）へと発展させていったのである。

このように、米ソを中心とした冷戦体制が激化するなかで、アジアへの国際的な援助競争が1960年代に一気に展開されることになり、新たなアジア国際秩序形成に大きな役割を果たしたのである。以下では、アジアにおける国際的な開発援助を可能とした主要各国の援助機構の整備と、それを踏まえたアジアへの傾斜状況について検討していく。

(2) 国際経済援助の形態

国際援助を検討する場合、次の技術的要因に留意しなければならない。まず、援助交渉が二国間なのか多国間によるものかである。一般には、二国間交渉が圧倒的に多く、援助国及び被援助国の当事者間で綿密に行われたが、各国からの拠出金で賄われた国連のさまざまな機関による多角的支援も年々拡大した。欧米の援助国は、往々にして直接的な二国間援助のみならず、国際機関への拠出による間接的援助の二通りの援助にかかわっている。また、アジア諸国の開発計画の予算が年々拡大すると、一国からの支援だけでは応じきれなくなり、コロombo・プランや援助コンソーシアムのような欧米諸国の共同事業が展開されるようになる。参加国が援助の枠組みや総額を確認したうえで援助の詳細を二国間で決定していくという方式が一般的になっていった。そのため、1960年代には援助国間での

摩擦を回避し、援助の有効支援を確保するための会議が頻繁に開催された。

次に、援助形式が贈与（グラント）か借款（ローン）かの問題である。1950年代は、主に見返りのない贈与形式が多かったが、被援助国の経済の安定に伴って次第に借款形式が主流となった。贈与の場合、当然ながら被援助国の負担はほぼ皆無であるが、借款の場合には元利返済が不可避であり、借入金額、返済期間、利子率の関係をめぐる援助国と被援助国双方の思惑の駆け引きが国際社会に大きな影響を及ぼした。ソ連が低利率、長期間の返済、現地通貨での決済可能と被援助国に有利な条件を提示したことから、ヨーロッパ諸国がそれに対抗する条件を打ち出さざるを得なかった。また被援助国側がより有利な援助交渉を展開することを可能にした。特に1960年代のインドは、債務返済に行き詰まった時、有利な条件を引き出すためにコンソーシアムのみならず、二国間交渉でも巧みな外交戦略を展開したのである。

また、援助内容として、資本援助と技術援助の関係も重要である。これは、援助国と被援助国の双方の交渉によって決定されるが、援助国側の資力のみならず、被援助国側の技術力と技術施設の準備状況にも大きく左右された。コロンボ・プランでは、コモンウェルス諸国の資本不足により、次第に技術援助が多くなった。技術援助は、被援助国研修生の受け入れ・育成、被援助国への専門家の派遣・技術指導、被援助国内での施設建設・設備導入に分かれるが、これらの方法が、大規模な資本設備導入との関係で援助国との密接な関係を生み出していった。

最後に、プロジェクト援助とノン・プロジェクト援助についてである。1960年代初頭までは、プロジェクト援助が主流であったが、次第に設備更新や債務返済などに充てる場合が多くなっていった。特にインドでは、大規模な公共事業への資本投下が集中的に行われたが、その成果が出るまで時間を要し、債務残高がインド財政を大きく圧迫する事態をもたらしたのである。新規借款に占めるプロジェクト援助が減少して、新たな開発プロジェクト推進ができなくなるという結果を招き、1960年代後半にはプロジェクト援助とノンプロジェクト援助の関係がクローズアップされていった。

このように、1960年代までの援助の在り方を見ると、二国間援助を基本としながら多国間援助も重要な役割を果たすようになってくるとともに、援助条件がよりソフトな傾向を示すようになったことは、被援助国の経済構造の発展状況のみならず、当時の国際情勢が大きくかかわっていたことに留意しなければならない。

2. 1950年代～1960年代における国際援助構想—アジアシフト

(1) 国際連合の開発援助

さて、戦後開発援助体制がどのように整備されたのか。

戦後国際体制の再編については、戦時中からイギリス、アメリカ、ソ連、中国などの連合国によって、GATTやIMFを基軸とした国際的自由貿易、並びに多角的決済体制が再編されたことは周知のごとくである。この自由主義的体制の基本的枠組みを前提にした低開発国への技術援助構想は、長年にわたる植民地支配の侵略的思想に取って代わって、各国の産業形態の高度化を図りながら生産の国際分業を構築して世界全体を単一の経済社会へ近づけようとする世界経済の思想に由来するものであった。

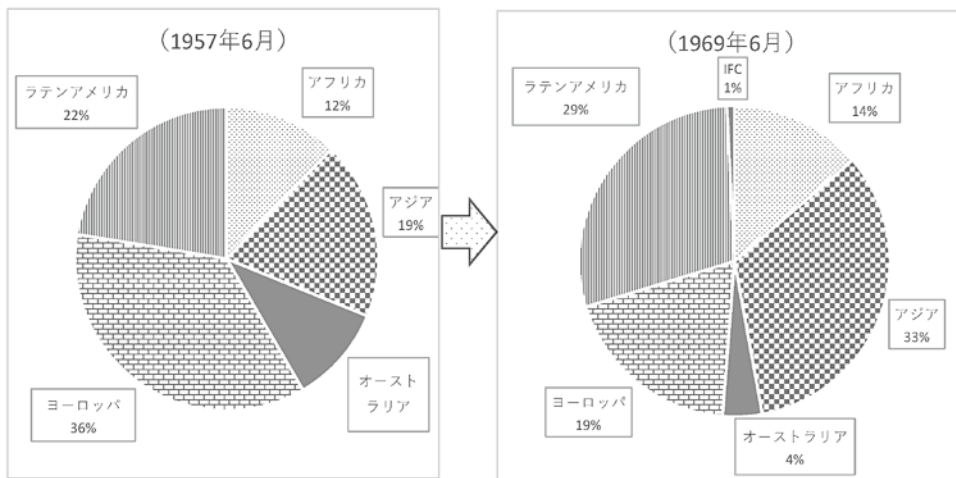
国際連合は、国際連盟の不備を考慮しながら、国連予算のみに基づく「通常技術援助計画」を手始めに、参加国の拠出金でファンドを拡大した「拡大技術援助計画」(EPTA: Expanded Program for the Technical Assistance)へと移行し、1950年7月に2,000万ドルを投じて国際開発援助活動を本格化した。援助申請国からの要請を受けた技術評議会が審議した後には、国連、国際原子力機関(IAEA)、国際労働機関(ILO)、国際食糧農業機関(FAO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界保健機関(WHO)などが実施機関として具体的な援助活動を行った。その援助方法は、技術者の派遣、研修生の派遣支援(フェローシップの供与)、訓練所の設置などであった。1959年には被援助国にとって国民の生活向上に不可欠な経済資源開発のために長期的な大規模プロジェクト援助を行う「国連特別基金」(United Nations Special Fund)も設立され、1966年には「拡大技術援助計画」と国連特別基金とを統合して、「国連開発計画」(UNDP: United Nations Development Programme)へと発展させた。

このような技術援助に特化した国連の援助を資本供与面から支援する役割を果たしたが、世界復興開発銀行(通称:世界銀行)(IBRD: International Bank for Reconstruction & Development)であった。世界銀行は1947年の設立以来、世界各国への融資を開始し、独立国家への開発資金を提供した。しかし、援助形態が、贈与ではなく借款であったため、世界銀行に対する元利返済が不可欠であった。しかし、返済期間が短く、利率も世界銀行が市場から借り入れる利率に基づいていたため、5～6%と比較的高率で、借り手国にとっては大きな負担となっていた。そこで、累積した対外債務の元利払いと輸出の停滞による国際収支上の制約のために、世界銀行からの借り入れもままならない開発途上国が増えていた。その救済機関として1960年に設立されたのが、国際開発協会(通称第二世銀)

(IDA: International Development Association) であった。通常より大幅に緩やかな条件での貸し付けを行い、世界銀行の補足機関としての役割を担った。その条件は、1~2%の利率か無利子(手数料0.75%)で、返済期間も50年(据置10年を含む)とかなり長期間に設定された。かくして、世界銀行とIDAは、民間投資を支援する国際金融会社(IFC: International Finance Corporation)とともに「世界銀行グループ」として開発支援を資本援助の面から支えた。

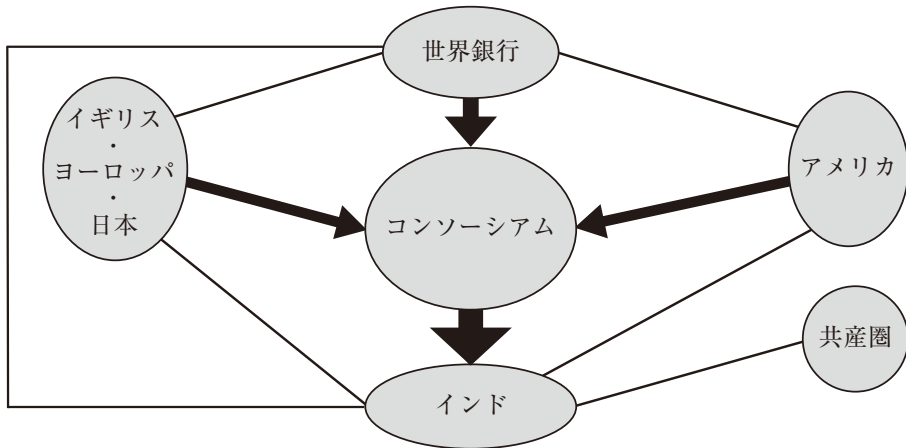
図1を見ると、世界銀行のグローバルな展開は言うまでもないが、1960年以降アジアシフトが見られ、特にインドとパキスタンが圧倒的に多かった。また、世界銀行からIDAの支援に移行し、電力、運輸(主に鉄道)の大型プロジェクトのみならず工業や農業への投資が多くなっている。さらに、世界銀行は、債務救済支援においても重要な役割を果たしていた。世界銀行が主催した援助コンソーシアム会議(インド、パキスタン)、援助調整協議(コロンビア、東アフリカ、韓国、セイロン)、主催ではないが参加した援助調整会議(ガーナ、インドネシア)の三系統を組織し、国際収支危機に対する緊急支援の役割を担った。1958年に設置されたインド援助コンソーシアムと1960年設置のパキスタン援助コンソーシアムは、特に重要であった。両コンソーシアムの結成当時の参加国は、アメリカ、イギリス、カナダ、西ドイツ、日本の五か国のほか、オブザーバーとして参加したフランス、イタリア、IMFであり、これらの参加国の意向を総括する国際的な救済機関としての機能を果たした(インドの事例については図2を参照)。表1に示したように、コ

図1 世界銀行借款の比率



典拠: World Bank, Annual Report for 1957 and 1969 より作成。

図2 インド援助コンソーシアムによる援助構図



備考：傍線は、双務的援助関係を示す。

表1 インド第三次五ヵ年計画に対するコンソーシアム諸国の援助額 (Rs. crores)

国・年度	1961	1962	1963	1964	1965	計
オーストリア		2.38	3.33	0.48	2.38	8.57
ベルギー		4.76	4.76		1.90	11.42
カナダ	13.33	15.71	14.53	19.52	19.48	82.57
フランス	7.14	21.43	9.52	9.52	9.50	57.11
西ドイツ	107.14	66.19	47.38	45.24	40.85	306.80
イタリア		25.24	21.43	17.14	17.10	80.91
日本	23.81	26.19	30.95	28.57	28.5	138.02
オランダ		5.24	5.24	5.24	5.24	20.96
イギリス	86.67	40.00	40.00	40.00	39.9	246.57
アメリカ合衆国	259.53	207.14	207.14	207.14	206.63	1087.58
世界銀行・IDA	179.05	95.24	116.67	116.67	116.38	624.01
計	676.67	509.52	500.95	489.52	487.86	2664.52

典拠：D.C. Vohra, Assistane from the Aid-India Consortium, *Economic & Political Weekly*, vol. xvii-18 (195.5.1)より作成。

ンソーシアムを通じて、当該国への援助、救済額が統制され、世界銀行が主導権を握ることになった。この機構は、1960年代前半には国際収支危機救済から開発援助のための機構へと転換していく。

このように、国連が技術援助、世界銀行グループが資本供与というように相互補完関係の中でそれぞれの役割を担っていたが、アジアに特化した支援機関として国際連合アジア及び極東経済委員会（通称エコフェ）（ECAFE: United Nations Economic Commission for Asia and the Far East）にも注目する必要がある。この委員会は、経済社会理事会の下で1947年3月に設置され、アジア各国の経済開発のための情報収集・支援活動にあたった。イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、中国、日本の他、アジア諸国が加盟し、事務局はタイに置かれ、国連の予算で運営された。のちに西ドイツ、ベルギー、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラビアが参加している。日本は1954年2月のラホール総会において正式に加盟を認められた。日本に対する戦時中の侵略の恐怖が十分に払拭されたわけではなかったが、日本からの資本財提供が期待されたためであった。エコフェは、全体委員会のもと、産業及び天然資源委員会、貿易委員会、内陸運輸委員会などが組織され、1947年6月の上海開催以来、1958年度までにアジアの各主要都市で15回開催されている。アジア各地の経済情勢の収集が主な業務であったが、次第にアジア地域の開発計画の企画、立案、運営状況など、様々な問題を検討する機関へと発展した。エコフェは、開発実施機関ではなくあくまで調査機関にすぎなかったとはいえ、アジア域内の政治的経済的紐帯を強化し、経済協力のプロパガンダの場として重要な役割を果たした。

さて、国際開発援助構想の展開をみると、1960・61年が開発援助の転換点であったと理解できよう。ロイズ銀行総裁オリバー・フランクス（O. Franks）のアメリカ経済発展委員会で行った演説内容が「サタディ・レビュー誌」（1960年1月16日号）に掲載されたことで、アジア・アフリカへの国際開発援助が注目されるようになった。彼は、米ソを中心とする自由主義と共産主義陣営の対立に関心が一層高まる中で、北の先進工業諸国と南の開発途上国の間で著しい所得格差が生じていることを指摘し、所謂「東西問題」から「南北問題」へ関心を移すべきであると警鐘を鳴らしたのであった。これが一つの契機となって、アメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディは1961年12月の国連総会の演説において、1960年代を「国連開発の10年 United Nations Development Decade」として、開発途上国の経済的社会的開発のための長期的戦略を提唱した。これは、18世紀末から19世紀にかけてのヨーロッパの工業化の成功を見習って、アジア諸国も経済的な近代化を図るべきであり、そのためには先進国から途上国への多額の資本援助と技術移転が不可欠であるというヌクルセやロストウらの近代化論に基づくものであった。同時に、ケネディ自身の使命感、正義感から発せられたものであることは想像に難くないが、冷戦が激化する中で発展途上

国が東側陣営に編入されてしまうのではないかという危機感の表れであった。この国連総会で、60年代の開発途上国のGDP（国内総生産）を年平均率5%に引き上げることを目標として、先進国の協力体制を構築することを満場一致で決議した。

(2) ヨーロッパの国際援助組織

アメリカの強い要請で組織されたヨーロッパ諸国の開発援助組織に開発援助グループ（DAG: Development Assistance Group）がある。1960年1月のヨーロッパ経済協力機構（OECE）13か国の代表がパリに集まり、ヨーロッパ貿易拡大のためのヨーロッパ経済共同体（EEC）とヨーロッパ自由貿易連合（EFTA）の調整問題とともに開発途上国への開発援助問題を議論し、後者に関して、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ポルトガルの8か国及びEECが協議することを決定した。戦後のヨーロッパ復興資金受け入れ機関としてのOECEの役割が低減してヨーロッパの域内貿易論争が激化している間、アメリカの貿易収支の悪化と軍事支出の増大により国際収支が深刻な状態を引き起こしていたことが背景にあった。このため、アメリカは、自国の負担を軽減しつつ、共産圏の組織的計画的な援助拡大に対抗するための組織づくりをヨーロッパ諸国に促したのである。

1961年の経済協力開発機構（OECD: Organization for Economic Co-operation and Development）発足により、DAGはその傘下に入り、開発援助委員会（DAC: Development Assistance Committee）に改組された。欧米の援助国間における援助実績に関する情報交換を行い、援助方式に関する金融組織、財源、政策などについて相互に検討しあうことによって、経済協力の在り方を協議調整することが目的であった。当該委員会は、援助の配分、特定地域・国に対する開発援助支援計画を策定する権限は与えられていなかったが、援助国側の意思疎通機関として、二国間援助交渉には大きな影響力を持った。

1960年代は、援助総額の拡大と援助条件の緩和問題が焦点となった。前者については、アメリカから提案された国民所得の1%という数字が取り上げられ、後者については、主にハードローンかソフトローンか、またタイドかアンタイドかが議論された。1965年の各国の閣僚が参加するDAC上級会議が、「援助条件に関する政策勧告」を採択した時、被援助国の多くが債務負担の急増により新規の開発を阻害され、また援助国の援助条件の多様化が援助効果を阻害していることを確認し、より一層の援助拡大と債務負担能力を考慮に入れた援助条件の統一化を図ることを表明した。そのため、DAC加盟国は、発展途上国の債務返済能力を考慮し、経済の自立化が確認されるまで贈与か援助条件の一層の緩和

を図り、ハードな条件で供与してきた国に対しては改善を求めていった。ODAに占める贈与率が70%未満の場合、3年以内に利率3%以下、返済期間25年以上（据置7年）の条件を付与すべきと具体的方策が承認された。この基準が、インドおよびパキスタンの援助コンソーシアムの債務返済の基準論争に大きく影響を及ぼした。

(3) 開発の停滞とアジアの要求

アジア側でも、援助の在り方について議論が活発に行われていた。1955年、インドのネルル、中国の周恩来、インドネシアのスカルノが中心となって開催されたアジア・アフリカ会議（バンドン会議）では、政治的に中立主義が標榜されたが、多くの開発途上国はアメリカ側の輸入減少によって深刻な外貨不足に陥り海外援助を求めざるを得ない状況に追い込まれた。開発途上国は、国連主催による貿易問題を検討する国際会議を求めるようになり、1962年経済社会理事会及び国連総会において、経済分野に関する第三世界諸国が結集する場として国連貿易開発会議（UNCTAD：United Nations Conference on Trade and Development）の設置が採択された。ジュネーブでの第1回会議は、1964年3月23日から6月16日までの長期間にわたり、121か国から1,500名以上が参加した。初代事務局長に任命されたアルゼンチンの経済学者プレビッシュ（R. Prebisch）が会議の事前資料として公開した『開発のための新しい貿易政策』は、開発途上国の経済開発問題に関する開発途上国側の立場と主張を詳細に示すものであった。参加国間の地域利害や経済発展の度合いに違いがあったものの、共通の利益達成を優先した決議は大きな成果を挙げた。UNCTADを3年ごとに開催し、国連内に貿易開発問題を取り扱う常設の機構を設置し、これまでの懸案事項であった補償融資問題が検討される見通しがついたのみならず、一次産品に対する貿易の自由化、商品協定の締結、特惠供与による優遇など先進工業国による開発途上国商品に対する貿易障害の軽減ないし撤廃を求めたのである。開発途上国の立場を国際機関で主張する足掛かりを得たことは画期的であった。

第2回UNCTADの総会は、1968年2月1日から3月29日までニューデリーで開催され、前回同様に加盟国121か国から約2,000名の参加があった。一次産品に関する商品協定の締結・価格安定・輸出促進措置、開発途上国の商品に対する関税引き下げ、数量制限の緩和・撤廃、開発途上国に有利な特惠の設定を求め、援助問題については、援助額の目標を国民所得ではなくGNPの1%とすること、グラント率を設定して贈与比率を高めること、タイド・ローンを廃止することなどを促した。

このように、援助国側が世界銀行、DACを中心に多国間調整機関の機能拡大を目指し

たのに対して、開発途上国側は、貿易促進面からの要請に特化し、工業開発の促進と経済成長の効率化を図ろうとしたことが注目される。

3. 欧米・日・ソ連の援助機構の整備とアジア

次に援助国側の援助機構について、紙面の関係上、主にアメリカ、イギリス、日本、ソ連の状況に限定して検討していく。

(1) アメリカ

a. 援助政策の展開

本土が戦場とならなかったアメリカは、戦後復興の援助物資供給国としての役割を果たした。日本向けには、ガリオア基金（GROAF: Government Appropriation for Relief in Occupied Area Fund）やエロア基金（EROAF: Economic Rehabilitation in Occupied Area Fund）によって資金贈与がなされたが、ヨーロッパに対しては1943年に設置された連合国救済・復興機関（UNRRA: United Nations Relief and Rehabilitation Administration）によって、1948年に廃止されるまでにおよそ37億ドルが支給された。その後1948年から1951年までの3年間、欧州復興計画「マーシャル・プラン」に継承され、共産主義勢力の浸透を食い止めヨーロッパの復興安定を目指して、欧州16カ国に対して4年間にわたって133億ドルの援助が行われた。援助供与機関として大統領直属の経済協力局（ECA: Economic Cooperation Administration）が、受け入れ機関としてヨーロッパ経済協力機構 OEEC が組織された。

このように、1950年初頭までアメリカの主な関心は、ラテンアメリカやアジアよりヨーロッパ復興にあったが、トルーマン大統領は、1949年1月の就任演説の第4項において、開発途上国に対する経済援助を行う方針を明らかにした。いわゆる「ポイント・フォー」と呼ばれる開発復興計画であった。ラテンアメリカやアジア側からアメリカに対する経済援助の要請があったことは言うまでもないが、共産主義拡大阻止には世界経済復興のための国際投資の拡大が不可欠であり、開発諸国の生活水準の引き上げや経済安定のための援助が必要というアメリカ側の認識変化があったからにはほかならない。

翌1950年に、主に民間の直接投資を促すために、開発国の投資受け入れ環境の改善を目的とした国際開発法を成立させ、同年10月に国務省内に技術協力局（TCA: Technical Cooperation Administration）を設置し、技術援助を開始した。1949年に共産主義中国が誕生して以来、朝鮮半島、インドシナ、タイ、フィリピンなどアジア各国において共産主義

運動が激化する中で起こった朝鮮戦争は、アメリカの対外援助を軍事的援助へシフトさせた。アメリカは、1951年10月に相互安全保障法（MSA：Mutual Security Act）を成立させ、援助実施機関をECAに代え相互安全保障庁（MSA：Mutual Security Agency）を新たに設置した。この法律の制定にあたっては、軍事援助のみに特化すべきという考えが主流であったが、共産主義を防衛するには被援助国の経済力の強化が不可決であるという根強い考えも底流にあり、軍事的色彩を帯びた経済援助が継続され、アジア地域への軍事援助と経済技術援助を一体化させた法律となった。同法の下で、従来の軍事援助（相互防衛法）、経済援助（経済協力法）、そして、技術援助（国際開発法）の三者を統一したが、現実的には、軍事援助は、国防総省、技術援助は国務省のTCAが引き続き担当し、軍事的色彩の濃い経済援助や東南アジアへの技術援助はMSAが担当した。

トルーマンを引継いだアイゼンハワーは、大統領就任早々「1953年相互安全保障法」の制定によって援助の効率化を図るために、MSAを対外活動庁（FOA：Foreign Operations Agency）に改編した。1951年法で制限されていた開発途上国への投資保証計画をすべての国家に拡大するためであった。この法律は、約1～2.5億ドルの余剰作物を輸出し、現地通貨で援助を行うことを定めているが、後の1954年7月に制定された農産物貿易開発援助法（平和のための食糧援助計画、通称PL480）に受け継がれていった。

また、1955年6月にはFOAに代わって、国際協力局（ICA：International Cooperation Agency）が国務省内に設置され、1950年代における対外援助がアメリカ外交政策において重要な位置を占めることになる。1957年には開発借款基金（DLF：Development Loan Fund）が設立され、1958年には、全額政府出資の独立機関となった。この基金は、単年度予算という非連続的な利用制限を緩和し、できるだけ被援助国の長期的計画の実現に 대응することを目的として、運輸、通信、発電、灌漑など大型公共事業への借款供与を行うことになった。借款は、ドル返済を原則とするが、低利で、現地通貨返済も認め、被援助国が借りやすい体制を作り出した。これによって、アメリカの経済協力は、次第に贈与から借款へと移行することになる。（アメリカの援助機構の概観は、図3を参照）

こうした動きは、1950年代末に米ソ間の緊張関係が一時的に緩和に向かったのに伴い、軍事的支援よりも開発途上国の経済・社会開発を支援する方が自国の影響力を維持できるという考えをますます強くした。1960年代にアフリカ諸国が次々と独立すると、南北問題（先進工業国と開発途上国の経済格差）への関心が一層高まり、開発支援への対処が最優先されることになった。ケネディ大統領も、国連総会の演説に引き続き1961年3月の教書において、援助実施機関の再編・簡素化、安定的継続的な経済開発援助とそのための

図3 アメリカの対外援助機構

I. 多角的援助	1. プレトンウッド機構	a. 国際通貨基金 (IMF)		
		b. 世界銀行 (IBRD)		
		c. 国際金融会社 (IFC)		
		d. 第二世銀 (IDA)		
	2. 国際連合	a. 拡大技術援助計画 (EPTA)		
		b. 国連特別基金 (UNSF)		
	3. 米州機構	a. 技術協力計画 (TCP)		
		b. 米州開発銀行 (IDB)		
II. 双務的援助	1. 相互安全保障法	a. 軍事援助 (贈与)	イ. 国際協力 (ICA)	防衛支援援助 (贈与, 借款)
		b. 経済援助		特別援助 (贈与, 借款)
				大統領緊急基金 (贈与, 借款)
				技術援助 (贈与)
				海外投資保証計画 (保証)
	2. 農産物の貿易促進及び援助に関する法 (PL480)		イ. 現地通貨による売却	
			ロ. 贈与	
			ハ. 寄贈	
			ニ. 長期供給契約	
	3. ワシントン輸出入銀行法		イ. 開発融資	
			ロ. 輸出業者融資	
		ハ. 商品借款		
		ニ. 輸出信用保証		
		ホ. PL480 による現地通貨融資		

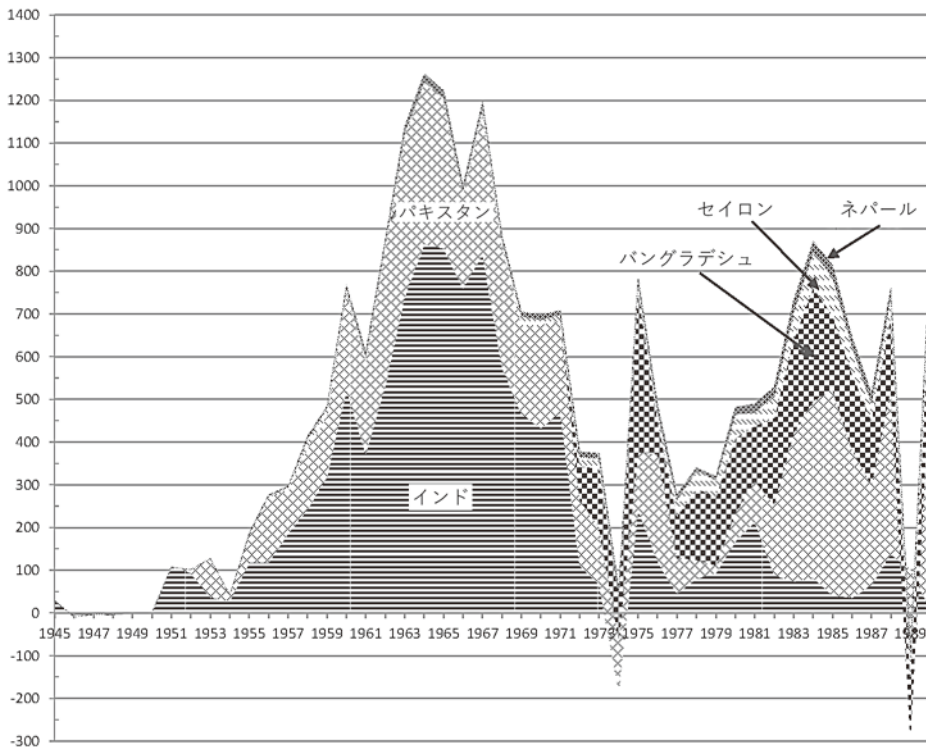
典拠：国際協力推進協会『主要先進国の援助実施体制調査』12頁より作成。

低利かつ長期の借款供与、国別・地域別の援助計画の作成、自立的発展の意欲を示す国への援助強化、他の先進諸国との共同援助体制の拡大などを提唱して、相互安全保障法に代わる「1961年対外援助法」(Foreign Assistance Act of 1961)を制定した。これによって、国務省内の機関としてDLFとICAが国際開発庁(USAID: US Agency for international Development)に統合・再編されるとともに、返済方法もDLFの現地通貨払いからドル払いのみに統一された。この法律は、毎年更新され、対外援助の対費用効果がますます問題とされるようになった。

米ソの雪解けムードとは裏腹に、中国が南・東南アジアに対する影響力を及ぼし始めると、中国の脅威に対応した支援活動が本格的になった。図4に示したように、1950年代後半からインド、パキスタンへの援助が急増している。中印紛争と印パ戦争の影響と思われる。その後、「1965年対外援助法」および「1966年対外援助法」のもとで東南アジアの開発に追加支援を行ったが、ジョンソン政権は、ベトナム戦争により再び経済援助から軍事援助へシフトした。しかし中国を取り巻く諸国への援助拡大により、アメリカの国際収支の悪化と財政赤字の拡大に直面した際、対外援助の対費用効果に対する議会の求めが厳しくなり、承認額を減少せざるを得なくなっていた。

ニクソン大統領は、就任早々の1969年5月に「対外援助教書」を発表し、1970年代の新たな援助指針を示すとともに、アメリカ銀行頭取ルドルフ・ビーターソンを委員長とする大統領国際開発問題特別諮問委員会を設置した。1970年3月に提出された同委員会の報告には、① 開発途上国の開発援助計画の策定とその資源利用の強化によって輸出能力

図4 アメリカ合衆国の南アジアに対する対外援助 (\$m.)



典拠： *Historical Abstract Statistics of the United States*, vol. 5, Cambridge UP, pp. 486-496 より作成。

を向上させること、② 先進諸国の援助能力の拡大とともに、二国間よりも国際機関を通じた多角的援助を拡大していくこと、③ 開発途上国の激増した累積債務に対処することなどが示唆されていた。この勧告を受けて、政府は援助機構改革に取りかかった。これまでの援助体系を安全保障援助、福祉および緊急援助、開発援助の三つに分け、安全保障援助を安全保障協力法のもとで国務省および国防省が、福祉・緊急援助を国務省が一元的に担当する一方、開発援助については USAID を編成替えし、開発借款を担当するアメリカ国際開発銀行と技術援助を担当するアメリカ国際開発協会を新たに設置した。さらに PL480 による農産物援助を農務省に担当させることを提案した。1971 年 4 月、ニクソンは、国際安全保障援助法案および国際開発・人道援助法案を議会に上程したが、国際収支の一層の悪化と金ドル交換停止などによって新たな開発援助構想を否決され、従来通りの開発援助予算の承認に留まった。

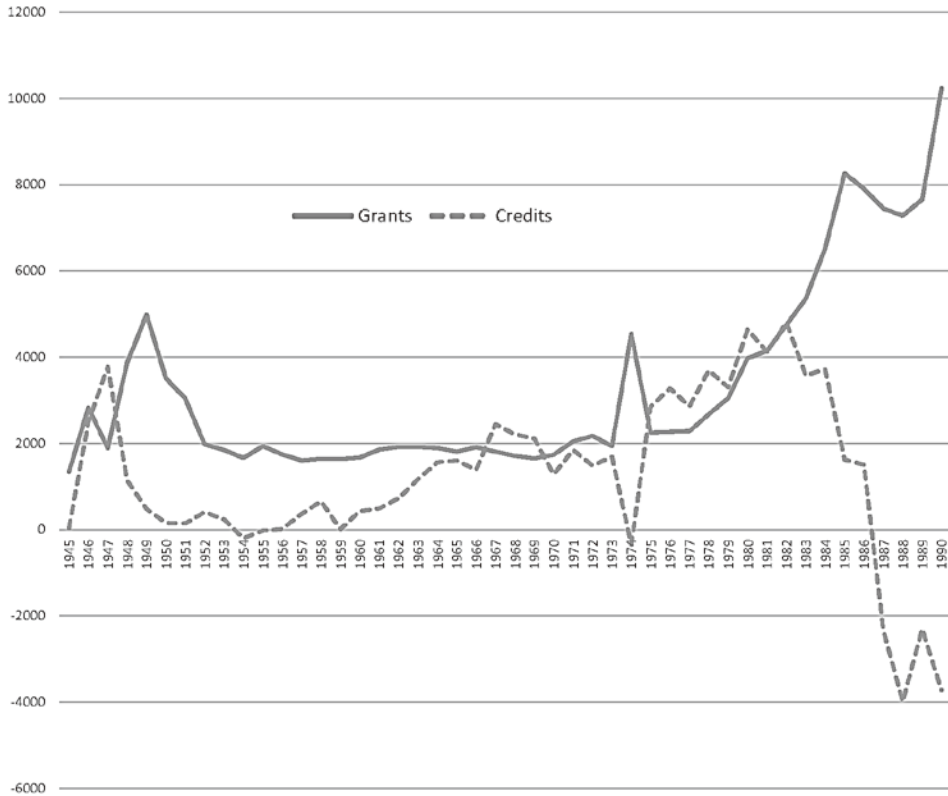
b. 援助の実態

アメリカは、戦後最大の援助国であり、世界の貸金庫であった。1960 年代の援助は、毎年 35 億～45 億ドルの幅で実施され、そのうち ODA については、GNP のおよそ 0.5～0.8% を占めたが、後半になるにつれ停滞・減少した。その構成比をみると、1970 年で主に開発借款 13%、食糧援助 28%、技術協力 19%、国際機関拠出 19% となっていた。主な援助先は、ラテンアメリカの他、インド、パキスタン、ベトナム、そしてインドネシア、ラオスであった。図 5 を見ると、贈与は、1940 年代後半にマーシャル・プランによって急増したがその後激減、停滞する一方で、借款は 50 年代後半から急増している。また、表 2 は 1960 年時点のアメリカのアジア諸国への援助額を示したものであるが、いずれの援助方法においてもインドとパキスタンが圧倒的に多い。特に PL480 の現地通貨での売却による金額が大きいのは、1957 年のインド凶作時の食糧支援によるものである。

開発借款は、主として AID 借款、債務救済借款、PL480 借款（長期信用売却）に分けられる。AID 援助の約半分を占める AID 借款は、さらに国際収支危機に直面している開発途上国への基礎物資輸入を確保するためのプログラム借款、経済開発のための個別プロジェクトに対するプロジェクト借款、農業、教育などの特定分野に資本提供するセクター借款に分けられる。債務救済借款は、インド援助コンソーシアムなど他の援助国や世界銀行などとの協議によって支出される借款であり、年々増加傾向にあった。

3 つ目の PL480 が果たした役割については、特に注目する必要がある。アメリカの食糧援助は、1954 年 7 月に成立した「1954 年農業貿易開発援助法」に基づきつつ、1960 年代

図5 アメリカ合衆国の対外援助（贈与とクレジットの関係）(\$m.)



典拠：Historical Statistics of the United States, vol. 5, Cambridge UP, pp. 486-496 より作成

には USAID とともに対外援助機能として重要な役割を果たした。元来 1930 年代の国内農産物価格保護政策によって生じた膨大な余剰農産物の処理を目的としていたが、戦後の開発途上国の食糧不足支援に利用され、さらには借款援助機能を持つに至った。その援助方法は、現地売却通貨払い（タイトル I）、贈与（タイトル II）、アメリカ民間団体を通じての贈与（タイトル III）に分けられていた。1959 年から長期信用売却ドル払い（タイトル IV）が加わったが、1966 年には、タイトル IV はタイトル I に、タイトル III はタイトル II に統合された。タイトル I は、60 年代半ばまで主流だったが、余剰農産物処理の性格を失うにつれて 1971 年までに漸次現地通貨払いから長期信用ドル払いへ移行手続きが取られた。また、担当部署が農務省であったタイトル II の贈与については、USAID が担当した。償還期間 20 年（据え置き期間 2 年を含む）、利率は 2% で、50% の頭金支払いを条件としていたが、1960 年代には漸次 3%（据え置き期間中 2%）まで引き上げられたのと引き換

表2 コロンボ諸国に対するアメリカの政府の技術経済援助総額（1960年時点）（\$m.）

	総計	相互安全保障計画		PL480			輸出入銀行	その他
		DLF	ICA	タイトルI	タイトルII	タイトルIII		
総計	7,378	711	3,494	1,915	70	259	468	461
インド	2,557	366	421	1,287	5	123	166	190
パキスタン	1,336	203	592	387	49	31	7	67
セイロン	69	8	16	21	9	15		
マラヤ	22	20				2		
ビルマ	96		53	41		2		
カンボジア	196		194		2			
インドネシア	417	12	89	148		5	164	
ラオス	233		232		1			
ネパール	23		19		4			
フィリピン	633	50	224	14		25	115	204
シンガポール・ サラワク・ 北ボルネオ	1					1		
タイ	260	23	216	5		0	16	
ベトナム	1,402	29	1,304	13	1	55		

典拠：BPP, *The Colombo Plan : Ninth Annual Report of the Consultative Committee for Co-operative Economic Development in South and South-East Asia for 1960-61*, Cmnd. 1251, pp. 199-200 より作成。

えに、償還期間は40年（据え置き期間10年）とより長期になった。贈与は、相手国への直接供与、アメリカ民間団体を介しての供与、国際機関を介しての供与の3ルートがあり、それぞれおおよそ25%、61%、14%であった。食料品目は、小麦・小麦粉が40%、コメ28%、飼料7%、植物性油脂7%のほか、綿花やたばこも含まれていた。被援助国として、インド、パキスタンが最も多く、フィリピン、インドネシア、のちにはベトナム、韓国も次第に増加傾向を示した。

技術協力については、USAIDがおおよそ85%、残りはほぼ平和部隊によって実施された。技術協力は、研究協力・施設提供、研修員の受け入れ、専門家の派遣であり、その分野は教育、農業を中心に人口、産業、都市開発など多岐にわたっていた。被援助国は、ラテンアメリカのほか、アジアではベトナム、ラオス、タイ、インド、フィリピンであった。最後に国際機関への拠出については、1960年代後半に二国間援助から多国間援助へと移行傾向を強め、国際機関及び国際金融機関への支援拡大に向かった。国際機関としては

UNDP が最も多く、ユニセフ、国連パレスチナ難民救済事業団や世界食糧計画が含まれた。さらに資金提供を受けた金融機関は、世界銀行（IBRD）をはじめ、国際開発協会（IDA）、米州開発銀行（IDB）、アジア開発銀行（ADB）などであった。

以上から、アメリカが、圧倒的な資金力を背景に国際情勢に対応した援助政策と機構再編により戦後の国際秩序再編を目指していたことが明らかであるが、次の3点を指摘しておきたい。第一は、アメリカが首尾一貫して、対外援助を共産主義拡大の脅威に対抗した外交政策の一環として位置付けたことである。1960年代には軍事援助から経済援助へと移行させたのは、米ソの緊張緩和によるものであったことは言うまでもないが、開発途上国の経済再建とそれによる所得拡大が共産主義拡大に対する最大の防御と理解したからに他ならない。そのため、様々な援助ルートを通じて、開発途上国の電力、ダム、運輸通信などの基幹産業への支援を行った。第二は、援助額が圧倒的に大きかったとはいえ、アメリカの経済動向に左右されたことである。1950年代までは、豊富な資金力により贈与形式が主流であったが、次第に借款へと切り替えられていった。また、借款形式に移行したことに伴って、タイド・ローンの形をとり、「バイ・アメリカン」を優先していった。これは一方、被援助国にとり割高な商品を割高な輸送によって取引され、不満の原因を生み出したことに留意しなければならない。第三は、アメリカの援助対象地域が1960年代にアジアへ集中したことである。アメリカは、戦前の影響力維持というよりもアジア諸国での共産主義拡大の脅威に対抗して、周辺諸国への積極的な軍事、経済援助を行ったのである。対象地域は戦後まもなくは東アジア諸国が、1950年代末から60年代初頭にかけてはパキスタン、インドなどの南アジアが対象となり、やがてはフィリピン、インドネシア、ベトナム、韓国などアジア全域に拡大した。

(2) イギリス

a. 援助政策

イギリスの植民地開発援助構想は、1929年の植民地開発法（the Colonial Development Act of 1929）に始まる。植民地の農業及び産業への援助・開発は、あくまでイギリスとの貿易を促進し、イギリス産業と雇用を発展させることを目的としていたが、1940年の植民地開発福祉法（the Colonial Development and Welfare Act of 1940）に継承されると、教育という人的資源の確保に目が向けられ、住民の利益を守るという福祉の側面が取り入れられた。1945年の改正法によって、援助資金が10年で5,000万ポンドから1億2,000万ポンドに拡大され、主にアフリカ植民地の開発計画に投資された。依然として本国の利益確保

に重点が置かれて、実質的に植民地への依存関係を継続することを狙いとしていた。しかし、戦後米ソを中心として新たな国際体制が成立してくると、既存の地位を維持することが非常に困難となり、植民地のみならず新興独立国をも視野に入れた新たなコモンウェルス体制による影響力保持を目指したのである。

1947年に提出された開発・福祉計画では、開発54%、福祉46%の割合で予算配分され、開発には農林業を中心に灌漑、工業、運輸事業が、福祉には保健、教育などを中心に社会福祉が含まれていた。対象国はアフリカ中心で、特にナイジェリア、ケニアが重視された。1948年の海外資源開発条令により植民地開発公社（CDC：Colonial Development Corporation）と海外食糧会社（OFC：Overseas Food Corporation）が設置され、植民地の食料と原料の生産拡大が図られた。前者は、国庫からの借入金1億1,000万ポンドを財源とした植民地開発・投資会社であり、コモンウェルス体制の拡大につれて、1958年に植民地開発福祉法の改正によって、コモンウェルス開発金融公社（CDC：Commonwealth Development Corporation）に改組された。後者は、民間企業が引き受けようとしないうような資源開発事業に取り組み、当初、戦後の油脂食料品不足を解消することを目的としたアフリカのグランドナッツの生産計画を管理運営する機関として、タンガニーカでの大規模な落花生生産計画を実施した。大規模生産の確立によってアフリカ人の雇用確保が可能となり福祉の改善にも役立つとされたが、現実的には設備不足と経験不足により失敗に終わった。

さて、新興独立国への支援は、コロンボ・プラン（Colombo Plan）が先駆けとなった。これは、アジアにおけるスターリング決済圏の維持・拡大と、インドを取り込んだコモンウェルス体制の再建を目的とした計画であった。旧体制下ではインドはイギリスの最大の投資先であり、マラヤはジュート、錫、ゴムの世界市場を圧巻し、スターリング残高の拡大に貢献していたが、戦争によって生産体制が破壊され、再建を余儀なくされていた。また、アジアへ共産主義勢力拡大への危機感が高まるなか、南アジア諸国がコモンウェルス体制への残存を決断したことを踏まえて、南・東南アジアの政治経済的体制の維持拡大を図ろうとした。

コロンボ・プランは、1950年コロンボでのコモンウェルス外相会議においてオーストラリア外相P・スペンダーによって提唱され、同年5月のシドニー諮問会議を経て、10月のロンドン諮問会議で「南および東南アジアの共同経済開発に関するコロンボ・プラン」として具体化されたものであった。援助国として、イギリスとオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカが参加した。これは、インド、パキスタン、セイロンの南アジアを中心に、直轄植民地（マレー、北ボルネオ、ブルネイ、サワラク）のみならず、

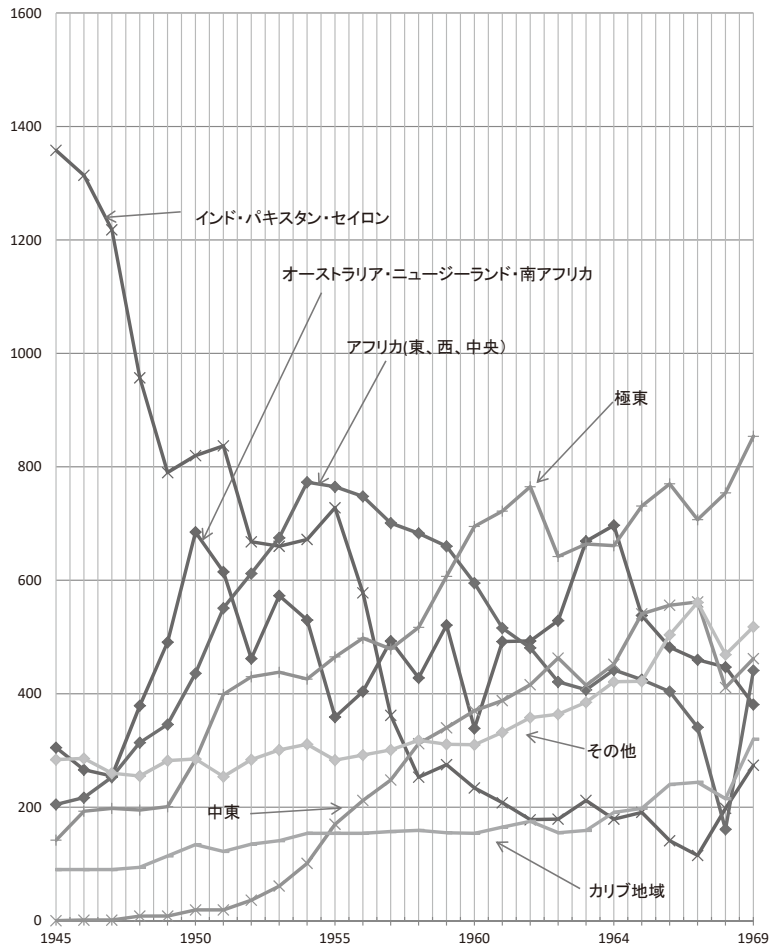
インドシナ（カンボジア、ラオス、ベトナム）、タイ、ビルマ、インドネシアに次々と参加を促し、南・東南アジア諸国全域を巻き込んだ開発計画へと発展した。

コロンボ・プランの運営機構は、コロンボ・プラン諮問会議、技術協力審議会、そしてコロンボ技術協力事務局の三つから成り、諮問会議は、年1回加盟国政府の閣僚が集まって開催され、計画の経済開発の実情及び被援助国の次年度の要求見積もりを検討して報告書をまとめた。技術協力審議会は、事務局をコロンボに置き、コロンボ・プランの技術面での調整役を担った。会議は年2回ほど各国の官僚が参加して、技術協力に関する年次報告書をまとめた。コロンボ・プランの基本方針は、被援助国から提出される六ヶ年の開発計画をもとに、援助国が協議して援助計画を決定するというものであった。援助内容は、大きく資本援助と技術援助に分かれ、被援助国から申告された開発計画の詳細とそれに必要な援助額は、援助計画の選択後、当事国による双務的交渉によって決定した。援助資金は、旧コモンウェルス諸国、後にはアメリカから提供されたが、1957年ころまでは主にスターリング・バランスが流用された。この資産は、戦前・戦中にイギリスが植民地から借入れた借金であり、植民地側にすると対英債権であったが、イギリスは、この資金の解除協定によりコロンボ・プランの資金源と位置づけ、あたかもイギリスの貸付金のごとく機能させたのである。1949年時点で総額がおよそ8億5,000万ポンド留保されていたと推測されていた。この残高の取り崩しが、コロンボ・プラン遂行にあたって中枢機能の役目を果たしたのである。

しかし、図6から明らかのように、インド第二次五ヶ年計画のための資材購入の急増とインドの凶作によって、1957年にはスターリング・バランスの著しい引き出しを余儀なくされたことで国際収支危機に陥り、1950年代の開発計画を支えてきた財源が枯渇してしまった。この危機を境にして、コロンボ・プランの内容が、資本援助から技術援助へとシフトし、同時に、南アジアから東南アジアへと拡大した。

このように、イギリスは、コロンボ・プランをアジアに対する対外援助政策の一環として位置づけ、経済的側面からアジアにおけるコモンウェルス体制の維持拡大を狙っていたが、その財源となるスターリング・バランスが枯渇すると、これまでの対インド植民地支配の構造を終わらせざるを得なかった。コロンボ・プラン開始当初から資金拡大の方策が模索され、アメリカの参加が待望されたが、1950年代のアメリカの対応は消極的であった。ただ技術協力面では大きな役割を果たした。表3が示すように、イギリス、オーストラリア、カナダは、主にコモンウェルス諸国中心であったが、アメリカはインドネシア、ベトナム、フィリピンとともに、パキスタンとインドにも多額の支援を行った。

図6 イギリスのスターリングバランス (£m.)



典拠：T312/3379 より作成。

スターリング・バランスの援助財源としての機能がマヒすると、イギリスが次の援助手段として機能させたのは、サプライヤーズ・クレジットの利用拡大であった。戦後におけるイギリスの対インド借款の本格的始まりであった。これは、イギリスの輸出金融機関に対する輸出リスクの保険を付与するという純粋に商業的貿易業務に過ぎなかったが、1949年の輸出信用保証法（Export Guarantees Act）により、商務省に対して海外政府への経済援助を可能とする借款権限を付与されたことで、その実務機関であった輸出信用保証局（ECGD：Export Credits Guarantee Department）が取引国への貸付業務を行うようになった。1958年にモントリオールで開催されたコモンウェルス貿易経済会議において、コモンウェルス諸国の開発援助拡大の必要性が確認されると、長期融資による独立国への資本投資

表3 コロンボ・プランによる技術協力, 1950~1962年 (£1,000)

被援助国	援助国								
	イギリス	オーストラリア	カナダ	ニュージーランド	インド	パキスタン	セイロン	アメリカ合衆国	計
オーストラリア					2	1			3
ブルネイ		14	4	1	1				20
ビルマ	697	575	380	130	15	6	3	667	2,475
カンボジア	87	153	104	1	2	1		3,397	3,745
セイロン	1,177	502	613	248	70			2,241	4,853
マラヤ	329	759	274	359	18	8	1		1,749
インド	2,498	662	874	132				11,295	15,461
インドネシア	408	1,603	576	519	23	11		15,974	19,115
日本					4	1			5
ラオス	94	127	54	2	1			1,885	2,163
ネパール	96	47	3	16	731			3,521	4,415
北ボルネオ		277	58	167	3		1		506
パキスタン	2,450	687	852	114	8			10,091	14,203
フィリピン	303	404	72	19	42	2		5,936	6,778
サラワク		277	157	162	3		2		604
シンガポール		444	75	81	16		1		617
タイ	323	513	106	74	20	1		6,705	7,744
ベトナム	147	436	287	71	16	1		14,868	15,826
その他	16	958	1	160		8	123		1,274
計	8,625	8,438	4,490	2,256	975	40	131	76,580	101,556

典拠: Report of Colombo Plan Council for Technical Cooperation in South and South East Asia for 1961.7-1962.6., Colombo, 1962 より作成。

ルートとして最も重要な開発援助方法として機能するようになった。輸出信用保証局は、通常の保険業務と中・長期の貸付業務の二重の役割を担ったのである。また、当局による取引が、完全なタイド・ローンの形をとったため、イギリスの産業と貿易の拡大に重要な役割を果たした。インドが1958年に国際収支危機を脱出するために各国への援助要請を行なったが、世界銀行総裁E・ブラックがインド援助コンソーシアム (All India Consortium) の結成を呼びかけた際、イギリスは、このECGDによる長期貸付をインド援助政策の一環として組み込んだ。イギリスは、スターリング・バランスからサプライヤーズ・クレジットへと切り替えて、対インド援助政策の継続を図ったのである。

イギリスの対外援助の組織についてももう少し詳しく見てみると、対外援助にかかわって

いる主な機関は、外務省、コモンウェルス関係省、植民地省、商務省、大蔵省、教育省であった。これらの関係省は、省庁間委員会を通じて援助計画の情報を共有し、輸出信用局やブリテッシュ・カウンシルの他に、1961年に技術援助を専門に扱う部署として、技術協力局（Department of Technical Cooperation）が設置された。しかし、予算計上やその執行については各省に一任されていたので、煩雑な行政を一本化するために、1964年に海外開発省（Ministry of Overseas Development）を設立した。1970年に再び外務・コモンウェルス省の一外局へ編成替えされるまで、開発途上国に対する経済協力政策の立案と実施、援助プログラムの運営を一手に担った。この立案機関のもとで、実施機関として ECGD やコモンウェルス開発公社に加えて、専門家派遣や研修員・留学生の受け入れを担当するブリテッシュ・カウンシル、機材調達を担当するクラウン・エージェントが置かれた。

b. 援助の実態

表4から明らかなように、イギリスの対外援助の特徴は、ODAの約90%が二国間政府開発援助であり、植民地およびコモンウェルス地域に集中していたことである。コモンウェルス地域ではアジアに集中し、次いでアフリカであった。また、植民地の独立に呼応する形で、援助形式も贈与から借款へと移行していった。借款条件についてみると、植民地に対する国庫からの借款が、25年期限と長かったのに対し、コモンウェルスに対する ECGD の借款は、おおよそ5～10年と短かった。また、利子率は、植民地貸付、ECGD 貸付のいずれの場合も市場利子率に手数料0.25%が加算された。当時の市場利子率は、5～7%であったためかなりの高率とならざるを得なかった。

しかし、1960年代に国際援助競争が激化するにつれて、DACの方針やインド援助コンソーシアムの協議のうえ、借款期間の長期化（20～30年、うち据え置き期間7～10年）と利子率の低減化（3%～無利子）が図られた。特に国民所得1,000ドル未満の開発途上国に対しては1965年以降無利子の条件が適用された。援助対象は、プロジェクト援助が中心であったが、国際収支危機や国家予算不足などによりノン・プロジェクト援助が多くなる傾向にあった。被援助国は、インドが最重要視され、次いでパキスタン、シンガポール、そして、ケニア、ナイジェリアなどのアフリカ諸国が続いた。他方、10%程度であった多角的援助については、圧倒的に世界銀行グループの世界銀行、国際開発協会、国際金融公社への拠出であった。また国連開発計画（UNDP）にも拠出していた。

表4 イギリスの対外援助（総額及び南・東南アジア）（£1000）

年度		1945～1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962 (算定)	計	
総計		588,408	81,151	109,531	129,658	151,078	160,147	147,846	1,367,819	
双務的援助	計	527,196	62,311	85,501	109,729	129,853	153,866	137,964	1,206,520	
	贈与	361,279	49,888	48,029	52,687	57,867	79,525	69,782	719,057	
	借款	165,917	12,423	37,472	57,042	72,086	74,341	68,182	487,463	
多角的援助		61,212	18,840	24,030	19,929	21,125	6,281	9,882	161,299	
南・東南アジア										
インド	贈与	886	263	280	333	418	373	434	2,987	123,429
	借款			18,800	33,017	28,073	17,237	23,315	120,442	
パキスタン	贈与	779	247	294	361	433	349	628	3,091	30,085
	借款	5,870	1,990	1,170	1,675	2,670	6,200	7,419	26,994	
セイロン	贈与	608	204	108	89	68	81	106	1,264	2,189
	借款						25	900	925	
ビルマ	贈与	32,400							32,400	36,800
	借款	4,400							4,400	
マラヤ	贈与	18,918	3,493	4,330	4,117	3,164	2,377	200	36,599	50,750
	借款	10,022	792	817	50	225	1,470	775	14,151	
北ボルネオ	贈与	5,931	612	491	326	707	864	753	9,684	14,290
	借款	3,331		200	300	450	325		4,606	
シンガポール	贈与	2,304	79	115	59	67	321	278	3,223	3,598
	借款	315	20	40					375	
サラワク	贈与	1,295	452	371	647	890	1,426	936	6,017	6,017
モルジブ	贈与		74	14	9	86	83	85	351	351
ネパール	贈与	4			5	120	79	161	369	420
	借款							51	51	
インドネシア	贈与						2		2	2
ラオス	贈与					59	7	7	73	73
南ベトナム	贈与						3		3	3
タイ	贈与							1	1	1
その他	贈与	21,243	301	323	406	469	573	451	23,766	39,303
	借款	15,537							15,537	

典拠：Aid to Developing Countries, 1963, Cmnd.2147, pp. 42-47 より作成。

(3) 日本

日本の対外援助は、1952年のサンフランシスコ平和条約にもとづいた戦後賠償と密接に関連している。平和条約においては、日本が役務で支払うことのみが規定されていたが、具体的金額や期間については、その後の二国間交渉にゆだねられていた。日本に賠償を請求したのは、フィリピンとベトナムのみで、ビルマはサンフランシスコ会議に参加せず、インドネシアは条約を批准しなかったが、その後賠償及び賠償協定に付随する経済協力協定を結び、ラオスとカンボジアとは賠償に代わる経済協力協定を結び、借款契約によって日本からの資本財等の輸入を促進していた。

賠償協定をもう少し詳しく見ると、ビルマ賠償協定は、1955年に発効し、10年間にわたって年72億円に相当する日本からの商品及び役務によって支払うことを規定した。さらに年間18億円に相当する共同事業を設立する協定も結び、合弁の紡績工場設立、鉄鉱石などの採掘事業を展開した。フィリピンに対する賠償協定は、1956年に発効し、最初の10年間は2,500万ドル、次の10年間は3,000万ドルで合計5億5,000万ドルが支払われた。供与品は、船舶、自動車、鉄道車両、航空機、鉄鋼、セメントなどであった。インドネシア賠償協定は1958年に発効し、12年間で803億880万円相当分を支払うことを約束し、初年度で72億円が船舶とその必要な役務に、さらに追加分として63億円が製紙工場、道路建機、紡績機械、肥料、繊維品などに利用された。ベトナムでも、同様の協定が1960年に発効され、3,900万ドルを分割払いすることになっていた。ダム建設や工業センターの設立に使用し、その付随協定によって借款が供与された。

このように、日本の賠償は、政府間協定にもとづいて現金の直接供与ではなく、日本からの資本財や役務の輸出によって代替され、現地での工場建設、鉱山開発、製造業の設立に利用された。たとえばインドのルールケラ鉱山の開発、インドネシアの国営紡績工場、ソーダ工場、フィリピンのマキリナ・ダム建設、民間企業ではインドの万年筆、インク製造業、板ガラス製造業の設立などであり、当初は旧来の植民地的支配継続の危惧があり、外資導入には消極的であったが、次第に合弁企業としての経済協力受け入れるようになった。これは、戦後賠償交渉が日本経済の再建のためのアジア市場への再進出の契機になったことをも意味していた。

賠償交渉の特徴は、ドイツのように過酷な負担を一方的に強要されるのではなく、日本の経済復興を踏まえた当事国の協議で行われ、内容も資本財と役務による賠償が基本となっていたことにあった。付随的に経済協力協定交渉も行われたため、東南アジア諸国との開発借款への移行も準備されたことになる。賠償交渉は、政府間の信用供与交渉として

機能し、日本の産業復興を促進し、アジア市場開拓への足がかりとなったのである。

ところで、日本の円借款は、1958年のインドに始まる。日本はインドとの賠償交渉を行わなかった代わりに、最初の借款相手国としてインドを選択した。アメリカの強力な推薦があって、日本が1954年にコロンボ計画への参加を認められて以来、特にインドの鉄鉱資源開発に着目し、技術面での協力を注目していた。1957年10月の訪日の際にネール首相が岸首相に行ったクレジット支援要請にもとづいて、1958年2月4日、東京での日印共同声明によって円借款の供与が発表され、船舶（タンカー）、発電設備、電信設備、鋼材など、日本からタイドでの輸入を開始した。180億円（5,000万ドル）に上るクレジットについて、償還期間は据置期間3年を含めて10年、利率は日本輸出入銀行の金利に応じて決定された。これ以後日本は、パキスタン、台湾、インドネシア、セイロン、マレーシア、そしてアフリカ諸国へと、借款供与先を次々に拡大していった。ただ利率は、他の援助国と比較して高率であったため、ソフトローンへの変更要求が強くなり、1978年になってようやく無償ローンを行うに至っている。

日本の海外援助機構の整備過程をみると、1954年に技術協力の実施機関として社団法人アジア協会が設立されたのを皮切りに、1955年には外務省のアジア局内に賠償部とともにアジア経済協力室が、1961年3月には1960年海外経済協力基金法によって円借款の実施機関として海外経済協力基金が発足した。援助の本格化に伴い1962年には、外務省内にODA政策の立案にあたる経済協力局（賠償部局は、のちにこの部局に併合）と現在のJICAの前身にあたる海外技術協力事業団（OTCA: Overseas Technical Cooperation Agency）が創設された。また、経済団体連合会が中心となって、貿易拡大の可能性を探るためのアジア地域に関する専門機関の創設が建議され、1958年1月にアジア経済研究所が本格的な調査研究機関として誕生した。さらに、日本は、国際的な協力体制にも積極的参加の意向を示し、世界銀行関連のインド援助コンソーシアムなどのほか、DACにも加盟し、1966年に自ら提唱して東南アジア開発閣僚会議を開催するとともに、大蔵省の強力な主導の下で、アジアへの投資拡大と技術援助を促進するために、1966年にアジア開発銀行の設立に成功した。

(4) ソ連

冷戦構造の一極を占めたソ連のアジアへの開発援助は、1955年のインドとの経済協力協定によって始まる。その後、中国との経済援助競争などによりアジア地域のみならずアフリカ、中東、ラテンアメリカへとその規模を拡大していった。その転換の要因の一つは、

1956年の第20回ソ連共産党大会でのスターリン批判にあったといわれている。フルシチョフ政権は、植民地の独立及び民族の解放を支援し、アジア諸国の指導者を世界革命の阻害要因として批判してきたスターリン時代の政策を転換し、アジア各国の現政権を重視し政治的・経済的自立を支援することがソ連の友好国、衛星国として機能すると考えるようになった。1955年のバンドン会議において、アジア諸国が欧米諸国に距離を置く非同盟政策を宣言したこともアジアへの関与を助長した。

表5に示したように、ソ連をはじめ共産主義諸国全体をみると、バンドン会議以降1956年末までに東南アジア諸国との間で新しい貿易協定が次々と締結され、アジアから余剰の一次産品を大量に買い付け、見返りに開発に必要な資本財を輸出した。1950年代後半からアジアの開発計画への資金援助が急増し、特に、インドの第三次五ヵ年計画（特にビライ製鉄所建設など）に5億5,000万ドル、エジプトの第一次五ヵ年計画のアスワンハイダム建設に5億ドルの資金援助が約束された。また、エチオピア、ガーナ、ソマリア、チュニジアなどのアフリカに対しても援助を開始し、1960年代初頭には軍事援助とともに急増している。1964年のフルシチョフ退陣後には、アルジェリアとモロッコを除いて、アフリカからイランやトルコへとさらに拡大し、総じて1950～60年代には、アジア・アフリカ、そして中東に移行したと言えよう。

ところで、開発援助の形態はほとんどが国家借款によるプロジェクト援助であり、贈与はわずかであった。一部商業信用による援助も行われていた。プロジェクト援助は、被援助国との経済的結びつきを強めるため、上級技術者を大量に送り込み、プロジェクトの設計から設備の提供、技術労働者の育成、資材の提供、経営の管理に至るまで手厚い援助を行っていた。国家借款は、利率2.5%、償還期間12年以上であり、ソ連からの物資調達が義務付けられていた。返済は、被援助国の伝統的産品か現地通貨によるのが一般的であったため、被援助国側にとって為替変動に左右されないことが大きな魅力であった。ソ連の技術協力は、研修生の受け入れ、技術者の派遣、施設の設置などは西側諸国と同じであったが、その経費を借款経費に含めていたため、借款額に占める技術援助の割合は、三分之一を占める場合もあった。専門家の派遣、給与などはこれから支出された。

最後に、アジア諸国の援助の在り方について補足しておきたい。図7に示したように、アジア諸国は、五ヵ年ないし六ヵ年計画を策定して開発を進めている。南アジアでは1950年代前半に、東南アジア、北東アジアでは50年代後半か60年代初頭に本格的に開始した国が多い。開発計画の策定は、政治的自立が達成されたか、あるいはその見通しが立っての国民経済の再建に向けた作業であったため、地域的格差が生じた。また、旧体制

表5 共産圏の南・東南アジア借款協定

援助国	被援助国	協定年月	借款使途	利率 (%)	協定額 (\$m.)
ソ連	インド	1955.2	ビライ製鉄所	2.5	132
		1957.11	鉱山機械, 重機製造工場, 発電所建設	2.5	125
		1959.5	薬品, 医療器具製造工場	2.5	20
		1959.9	精油工場	2.5	25
		1960.2	ビライ拡張設備		250
		1961.2	不明		125
	インドネシア	1956.9	製鉄所, 船舶, 道路	2.5	100
		1957.2	ジープその他自動車 4,000 台		6.6
		1959	スタジアム, 大学建設		17.5
		1960.2	製鋼所化学工場		250
		1961.1	軍事物資の購入	2~2.5	400
セイロン	1958.2	機械, タイヤ, 建設資材工場建設		30	
パキスタン	1961.3	不明	2.5	30	
チェコ	インド	1959.11	鑄造工場, 重電気工場		48.6
	インドネシア	1956.11	タイヤ・ゴム製造工場建設	4	1.7
		1958.1	発電設備, 農業機械		12
		1959.9	セメント工場, 発電所	4	14
		1960	不明		30
セイロン	1958	精糖工場建設	3	3.2	
中共	インドネシア	1958.4	綿布, 米の供給		11.2
		1959.4	繊維工場, 冶金, 製材工場	2.5	30
	セイロン	1958.9	洪水被害復旧	2.5	10.5
	ビルマ	1957.12	紡織工場, 農業設備	2.5	4.2
		1961.1	技術援助, プラント	0	80
東ドイツ	インド	1957.8	電気メータ, フィルム工場建設		2.5
	インドネシア	1957	精糖工場建設	2.5	8.6
ポーランド	インド	1960.9	不明		30
	インドネシア	1958.6	船舶 24 隻の供給	3~4	39
		1959.2	造船所	5	5
ルーマニア	インド	1958.1	精油工場建設	2.5	11

典拠：『先進諸国の対アジア経済協力』（アジア経済研究所），290 頁より作成。

図7 アジア各国の経済開発計画一覧

インド		マレーシア		台湾	
第1次5カ年計画	1951～1956	開発計画案	1950～1955	第1次4カ年計画	1953～1956
第2次5カ年計画	1956～1961	第1次5カ年計画	1956～1960	第2次4カ年計画	1957～1960
第3次5カ年計画	1961～1966	第2次5カ年計画	1961～1965	第3次4カ年計画	1961～1964
各年次計画	1966～1969	第1次マレーシア計画	1966～1970	第4次4カ年計画	1965～1968
第4次5カ年計画	1969～1974				
パキスタン		タイ		フィリピン	
6カ年開発計画	1951～1957	第1次6カ年計画	1961～1966	5カ年開発計画	1957～1961
第1次5カ年計画	1955～1959	第2次開発計画	1967～1971	3カ年開発計画	1959～1961
第2次5カ年計画	1960～1965			5カ年開発計画	1963～1967
第3次5カ年計画	1965～1970			経済4カ年計画	1967～1970
セイロン		ベトナム		韓国	
第1次6カ年計画	1948～1953	5カ年計画	1957～1961	第1次5カ年計画	1962～1966
コロンボ6カ年計画	1951～1956			第2次5カ年計画	1967～1971
世界銀行6カ年計画	1953～1958				
第2次6カ年計画	1954～1959	カンボジア・ラオス			
10カ年計画	1959～1960	第1次5カ年計画(シアヌークプラン)	1960～1964		
		新5カ年計画	1959～1963		
ビルマ		インドネシア			
8カ年計画	1950～1959	5カ年計画	1956～1960		
修正4カ年計画	1956～1959	第1次8カ年計画	1961～1969		
第2次4カ年計画	1961～1964				
新4カ年計画	1966～1969				

下での関係が海外援助の動向を左右している。いずれも旧植民地支配からの自立化を掲げているが、旧体制下の社会構成や経済構造の発展に規定されて、まず食料の自給化に向けた一次製品の生産拡大とともに電力、運輸、灌漑などの基礎事業の建設が優先されている。しかし、1960年代に入ると、南アジアと東アジアとで相違が見えてくる。例えばインドは、第二次計画から公共部門の重化学工業重視の政策に転換し、輸入代替型工業の育成に力を入れたが、その経費が膨大となり必ずしも国民経済の上昇を十分に実感できなかった。他方、輸入代替型工業の育成の限界を認識した台湾や韓国は、いち早く輸出志向型工業への転換を図った。繊維産業や通信産業などの分野における日本からの資本及び技術援助の成功が、1980年代末からの「アジアの奇跡」と呼ばれる NIES 諸国の目覚ましい発展へとつ

ながっている。アジア諸国の主体的な援助の取り込み戦略の成功であった。

4. おわりに— 1970年代への展望

以上、冷戦体制下でのアジア国際援助を取り巻く国際情勢とその主要な援助国の援助機構を概略してきたが、1970年代の国際援助の解明に向けて以下の点を指摘しておきたい。

第一は、冷戦体制の確立に伴いアジアにおける国際援助競争が激化しつつも、1960年代後半には欧米諸国の援助が停滞したことである。イギリスは、旧宗主国としてアジアへの影響力を維持するためにスターリング・バランスを支柱に据えたコモンウェルス体制の再建を目指したが、その資金源が枯渇と、ECGDによる本格的な借款政策を展開するに至った。国際収支の不安定からこれまでの影響力を維持することが困難になっていた。イギリスの援助が次第に資本援助から技術援助へ、また対象地域も南アジア中心から東南アジアへ移行するにつれ、1950年代半ばからのソ連の積極的な介入を機に、アメリカが新たな資金供給源の役割を担った。欧米各国の援助体系が整備されていく中、アジアにおける共産主義拡大を阻止するために援助額を拡大したが、そのアメリカも1960年代後半にはPL480による援助が大きな役割を担いつつも、ベトナム戦争への軍事関与による財政赤字および貿易収支の赤字拡大によって直接的な借款による援助が限界を示した。そのため、援助国側の連携や国際機関を通じた多国間援助の役割がますます重要になったことに留意すべきであろう。

第二は、日本の経済発展によるアジア進出の本格化についてである。アメリカの経済的支援をうけながら、アジアに対する賠償交渉において現金支払いではなく日本からの資本財輸出と役務による支払いが認められたことが、日本とアジア諸国との間での密接な経済関係を急速に回復させた。賠償交渉の見通しが立った1960年代初頭には、日本は経済援助機構の整備を図り、ODAへの移行が本格化した。南・東南アジア諸国が日本の海外市場として復活したのみならず、東南アジア諸国にとっても日本市場の拡大が経済発展の起爆剤となった。アメリカの援助は、日本を経由してアジア諸国に移転し、最終的に日本のみならずアメリカへの商品輸出を加速させる構図を生み出したのである。

第三は、1960年代後半に南アジアと東南・北東アジアとの間で経済発展の進展に相違がみられるようになったことである。1950年代にはいち早く南アジアの五ヵ年計画への大規模な経済援助が行われたが、特にインドの場合は、重化学工業を重視した多角的な国際援助の導入に成功した。しかし、中印紛争や印パ戦争、さらには天候に左右された穀物

生産の不安定さなどが大きな阻害要因となり、著しい債務負担に悩まされた。欧米諸国はこの累積債務処理問題に集中せざるを得なかったのである。他方、輸入代替型工業育成から輸出志向型工業への転換に成功したのが、台湾、韓国、シンガポールであった。産業構造上重化学工業への依存が小さく、国際的な商品生産の分業関係において功を奏したことに留意したい。

第四は、国際援助競争が援助構想の対立を生み出したことである。戦後アジアに対する国際援助は、冷戦体制の激化のなかで援助国と被援助国のそれぞれの思惑が錯綜しながら、アジアの経済発展のみならず新たな国際秩序の形成を促した。しかし、対応策については、援助の効率化という点で共通の認識に立ちつつも、援助国と被援助国にはっきりと違う路線を生み出した。援助国側は、DACの会議において、開発途上国の経済発展を推進する方策として、援助額の拡大を図るべくGNPに対する援助比率を示唆したのみならず、借款期間の長期化、利率の低減化など援助条件の緩和を打ち出した。1970年に提唱された「第二次国連開発の10年」に継承され、経済成長率を年率6%、先進国の政府開発援助額をGNPの0.7%というように具体的目標を示し、社会・文化の均等発展を目指すに至った。他方、被援助国側は、国際援助を巧みに引き出しながらも国内経済が停滞したことから、UNCTADの創設に成功し、援助そのものよりも、国際貿易における輸出の停滞をもたらした諸条件の撤廃を求めたのである。ラテンアメリカ、アフリカと並んでアジア諸国も、海外輸出の停滞が国内産業の停滞をもたらしたという認識をもった。このように、1960年代における国際援助問題は、東西問題としてのみならず南北問題として認識されたのである。特に東南アジア諸国は、1967年にアセアン共同体、さらにはアセアン+3（日中韓）を結成し、アジア域内経済圏構想の拡大へと向かったのである。

注記：

本稿は、平成24-27年度科研費基盤A「戦後アジアにおける欧米諸国の開発援助戦略とアジアの自立化に関する総合的研究」（研究代表：渡辺昭一）並びに東北学院大学ヨーロッパ文化総合研究所の研究推進プロジェクトの研究成果の一部として、2015年度当該研究所主催の公開講座「戦後アジアにおける国際経済秩序はいかにして形成されたか」（2015年12月5日）での報告内容をまとめたものである。

主要な参考文献：

The Times (London)
The Times of India
The Economist (London)
The Eastern Economist
Asian Survey
 朝日新聞

British Parliamentary Papers (BPP), *Assistance from the UK for Overseas Development*, 1960, Cmnd.974.
 BPP, *Aid to Developing Countries*, 1963, Cmnd.2147.
 BPP, *Overseas Development, the Work of the New Ministry*, 1965, Cmnd.2736.
 Colombo Plan, *Annual Report for 1951, 1958, 1960, 1961, 1968*.
 Central Statistical Office, *Annual Abstract of Statistics*, Central Office Information, 1970.
 Central Statistical Office, *Economic Development in the Commonwealth*, Central Office Information, 1961.
 FCO (ODA), *British Aid Statistics : Statistics of Economic Aid to Development Countries, 1966-1970*, Her Majesty's Stationery Office, 1971.
Historical Statistics of the United States, vol.5, Cambridge UP, 2006.
 IBRD, *Annual Report for 1957, 1958, 1961, 1963, 1968, 1969*.
 United Nations, *The United Nations Development Decade*, United Nations, 1962.
 United Nations, *Five-year Perspective, 1960-1964*, United Nations, 1960.
 United Nations, *Implementation of the International Development Strategy*, vols.1-2, United Nations, 1973.
 United Nations, *The History of UNCTAD, 1964-1984*, United Nations, 1985.
 World Bank, *Policies and Operations*, Washington, D.C., 1971.

Barrie Ireton, *Britain's International Development Politics*, London, 2013.
 Digambar Bhuraskar, *A History of UNDP*, Academic Foundation, 2013.
 John White, *The Politics of Foreign Aid*, Toronto, 1974.
 Karl P. Sauvant & Hajo Hasenpflug, *The New International Economic Order*, London, 1977.
 Michael Lipton and John Firn, *The Erosion of a Relationship*, London, 1975.
 M. Margaret Ball, *The "Open" Commonwealth*, Durham, 1971.
 Overseas Development Institute, *British Aid*, vols.5, London, 1963.
 Eugene R. Black, *The Diplomacy of Economic Development*, Harvard UP, 1960.
 Robert Orr, Jr., *The Emergence of Japan's Foreign Aid Power*, New York, 1990.
 Robert L. Paarlberg, *Food Trade and Foreign Policy*, Cornell University Press, 1985.
 Robert J. McMahon, *Cold War on the Periphery*, New York, 1994.
 Ronald Hyam, *Britain's Declining Empire*, Cambridge UP, 2006.
 Shigeru Akita and Nicholas J. White, *The International Order of Asia in the 1930s and 1950s*, Ashgate, 2010.
 Shigeru Akita, Gerold Krozewski, Shoichi Watanabe (eds), *The Transformation of the International Order of Asia : Decolonization, the Cold War, and the Colombo Plan*, Routledge, UK, 2014.
 W. David McIntyre, *The Significance of the Commonwealth, 1965-90*, Macmillan, 1991.

秋田茂「1960年代の米印経済関係」『社会経済史学』81-3（2015年11月）。
 アジア協会編『コロポ計画十年の歩み』アジア協会、1960年。
 英連邦研究会編『英連邦の研究』国際電信電話株式会社、1969年。

- エマ・モーズリー（佐藤眞理子・加藤佳代訳）『国際開発援助の変貌と新興国の台頭』明石書店、2014年。
- 大平剛『国連開発援助の変容と国際政治』有信堂、2008年。
- 小川浩之『英連邦』中央公論新社、2012年。
- 小川裕子『国際開発協力の政治過程』東信堂、2011年。
- 外務省経済協力局監訳『開発援助25年の歩み』国際協力推進協会、1986年。
- 鹿島平和研究所編『主要先進諸国の経済協力』鹿島出版会、1975年。
- 川口融『アメリカの対外援助政策』アジア経済研究所、1980年。
- 菅英輝『冷戦と「アメリカの世紀」』岩波書店、2016年。
- 神戸史雄『イギリスの対外援助政策の展開』アジア経済研究所、1983年。
- 北村かよ子編『国際開発協力問題の潮流』アジア経済研究所、1993年。
- 木畑洋一『帝国のたそがれ』東京大学出版会、1996年。
- 栗本弘『アジアの経済成長』勁草書房、1974年。
- 経済企画庁調査局編『政界経済白書』至誠堂、1959年度版～1971年度版。
- 国際協力銀行『対外政策としての開発援助』開発金融研究所、2004年。
- 国際連合編（日本エカフェ協会訳）『アジア経済年報』1958年度版及び1970年度版。
- 国会図書館調査立法考査局『アメリカの対外援助関係法律』（調査資料77-1）1977年。
- 後藤一美・渡辺利夫・大野泉『日本の国際開発協力』日本評論社、2005年。
- 佐藤和男『国際連合の低開発国援助』アジア経済研究所、1962年。
- 世界銀行（白鳥真喜監訳）『東アジアの奇跡』東洋経済新報社、1994年。
- DAC議長報告（外務省経済協力局監訳『DAC加盟国の開発援助』1963年次審査～1966年審査版、アジア経済研究所、1964年～1967年。
- 通商産業省編『経済協力の現状と問題点』、1958年度～1971年度版。
- デービッド・ワイトマン（日本エカフェ協会訳）『アジア経済協力の展開』東洋経済新報社、1965年。
- 永野慎一郎・近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999年。
- 日本経済調査協議会『南北問題と日本経済』非売品、1965年。
- 賠償問題研究会編『日本の賠償』外交時報社、1959年。
- 波多野澄雄編『冷戦変容期の日本外交』2013年。
- プレビッシュ（外務省訳）『プレビッシュ報告：新しい貿易政策をもとめて』国際日本協会、1964年。
- 平川均・朴一編『アジアNIEs』世界思想社、1994年。
- 益田実・池田亮・青野利彦・齋藤嘉臣編著『冷戦史を問いなおす』ミネルヴァ書房、2015年。
- 宮城大蔵編『戦後アジアの形成と日本』中央公論新社、2014年。
- 宮城大蔵編『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年。
- 山本和人『多国間通商協定GATTの誕生プロセス』ミネルヴァ書房、2012年。
- 山本正・細川道久編『コモンウェルスとは何か』ミネルヴァ書房、2014年。
- 横井勝彦「1960年代インドにおける産官学連携の構造」『社会経済史学』81-3（2015年11月）。
- レスター・R・ブラウン（逸見謙三監訳）『緑の革命』農政調査委員会、1971年。
- 渡辺昭一編『帝国の終焉とアメリカ』山川出版社、2006年。
- 渡辺昭一編『コロンボ・プラン』法政大学出版会、2014年。
- 渡辺昭一「戦後アジア国際秩序の再編とコロンボ・プランの指針」『歴史と文化』（東北学院大学論集）第46号（2010年3月）。
- 渡辺昭一「イギリスのコモンウェルス体制の再編とインド」『ヨーロッパ文化史研究』第13号（2012年3月）。
- 渡辺昭一「1960年代イギリスの対インド援助政策の展開」『社会経済史学』81-3（2015年11月）。